

ワシントン条約常設委員会によるイワシクジラに関する勧告と
イワシクジラ製品の国内流通について

平成 30 年 10 月 10 日

水 産 庁

平成 30 年 10 月 1 日（月）から 5 日（金）まで開催されたワシントン条約常設委員会において、日本政府に対し、新北西太平洋鯨類科学調査において捕獲されるイワシクジラの我が国への「輸送」に関して、同条約の規定に適合するよう「速やかに是正措置を講じるべき」との勧告が出されました。

この件に関し、イワシクジラ製品の販売・購入ができなくなるのかとの問い合わせをいただいております。

現在、勧告を踏まえて是正措置の内容を検討中ですが、同勧告は、本年度のものも含め、既に国内に存在しているイワシクジラ製品の流通や消費については触れておらず、日本政府としても、これらを規制するものではございません。